三　厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及びはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（ＪＩＳＡ五五〇八―一九七五（鉄丸くぎ）に定めるＮ七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受け材（床下地材の上から打ち付けたものを含む。）（くぎの間隔は、別表第二(一)項に掲げる軸組にあつては十二センチメートル以下、同表(二)項及び(三)項に掲げる軸組にあつては二十センチメートル以下、その他の軸組にあつては三十センチメートル以下に限る。）並びに間柱及び胴つなぎその他これらに類するものに、同表(い)欄に掲げる材料を同表(ろ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように間柱又は胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたものに限り、同表(七)項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプラスター（ＪＩＳＡ六九〇四―一九七六（せつこうプラスター）に定めるせつこうプラスター又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。次号において同じ。）を厚さ十五ミリメートル以上塗つたものに限る。）

四　厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材を用いて六十一センチメートル以下の間隔で五本以上設けた貫（継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）に、別表第二(い)欄に掲げる材料を同表(ろ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように貫の部分に設けたものに限り、同表(七)項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプラスターを厚さ十五ミリメートル以上塗つたものに限る。）

五　厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上（別表第三(一)項から(三)項までに掲げる軸組にあつては、六センチメートル以上）の木材を用いて、床下地材の上からはり、土台その他の横架材にくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるＮ七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受け材（くぎの間隔は、同表(一)項から(三)項までに掲げる軸組にあつては二十センチメートル以下、その他の軸組にあつては三十センチメートル以下に限る。）並びに柱及び間柱並びにはり、けたその他の横架材の片面に、同表(い)欄に掲げる材料を同表(ろ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組

六～十四　（略）

別表第一

	(い)	(ろ)		(は)
	材料	くぎ打の方法		倍率
		くぎの種類	くぎの間隔	
(一)	構造用パーティクルボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇八―二〇一五（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）又は構造用ＭＤＦ（ＪＩＳ　Ａ五九〇五―二〇一四（繊維板）に規定する構造用ＭＤＦに限る。）	ＮＮ五〇	一枚の壁材につき外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は十五センチメートル以下	四・三
(二)	構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号）に規定するもの	ＣＮ五〇		三・七

三　厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及びはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（ＪＩＳＡ五五〇八―一九七五（鉄丸くぎ）に定めるＮ七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受け材（くぎの間隔は、三十センチメートル以下に限る。）並びに間柱及び胴つなぎその他これらに類するものに、別表第二(い)欄に掲げる材料を同表(ろ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように間柱又は胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたものに限り、同表(七)項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプラスター（ＪＩＳＡ六九〇四―一九七六（せつこうプラスター）に定めるせつこうプラスター又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。次号において同じ。）を厚さ十五ミリメートル以上塗つたものに限る。）

四　厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材を用いて六十一センチメートル以下の間隔で五本以上設けた貫（継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）に、別表第二(い)欄に掲げる材料を同表(ろ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように貫の部分に設けたものに限り、同表(七)項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプラスターを厚さ十五ミリメートル以上塗つたものに限る。）

五　厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて、床下地材の上からはり、土台その他の横架材にくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるＮ七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受け材（くぎの間隔は、三〇センチメートル以下に限る。）並びに柱及び間柱並びにはり、けたその他の横架材の片面に、別表第三(い)欄に掲げる材料を同表(ろ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組

六～十四　（略）

別表第一

	(い)	(ろ)		(は)
	材料	くぎ打の方法		倍率
		くぎの種類	くぎの間隔	
	（新設）			
	（新設）			